

～ 活動報告 ～

国際協力人材育成研修（第4回）

国際協力部教官

松 本 剛

法務省が初めて法整備支援に関わるようになったのは1994年のことであり、最初の支援対象国はベトナムであった。その後、支援対象国は増え続け、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月には法務総合研究所内に法整備支援専従部署として国際協力部が新設されるに至ったが、その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。このように、法整備支援の内容が質・量ともに拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省・検察庁の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義を受けさせた上で、支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞させ、我が国の法整備支援活動の実際を理解させるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下、2009年に開始されたのが本研修である。

以下、今回で第4回を迎える本研修の概要及び結果等につき報告する。

第1 研修の概要

1 研修期間

2012年11月5日から11月16日まで

2 研修場所

- (1) 法務総合研究所国際協力部（国内研修）
- (2) ベトナム社会主義共和国ハノイ市及びその周辺地域（国外研修）

3 研修員

- (1) 福田敦（法務省民事局付）
- (2) 板谷秀継（法務省民事局民事第二課地区企画官付）
- (3) 住友俊介（水戸地方検察庁検事）
- (4) 奥野博（静岡地方検察庁浜松支部検事）
- (5) 塚部貴子（福岡地方検察庁検事）
- (6) 富澤賢一（東京地方検察庁検察事務官）

4 研修内容（別添日程表参照）

- (1) 国内（11月6日、7日、15日、16日）
 - ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
 - イ ベトナムにおける法整備支援の概要に関する講義
 - ウ カンボジア、ラオスその他の国における法整備支援の概要に関する講義
 - エ 国外研修終了後の研修レポート作成
 - オ 総括質疑応答
- (2) 国外（11月8日から14日まで）
 - ア JICA 長期派遣専門家による講義
 - イ JICA ベトナム事務所訪問
 - ウ ベトナム側関係機関訪問・見学
 - エ ハイフォン市人民検察院における意見交換会

オ バクニン省人民裁判所における刑事裁判傍聴・意見交換会等

第2 実施結果

1 国内研修前半

(1) 11月6日

午前① オリエンテーション（松本教官，菅原専門官）

午前② 講義「法務省における法整備支援概要及びカンボジアにおける法整備支援の概要」（柴田教官）

日本の法整備支援における当部の関わり方，カンボジアに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後① 講義「ベトナムにおける法整備支援の概要」（松本教官）

ベトナムに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後② 講義「ラオスにおける法整備支援の概要」（中村教官）

ラオスに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後③ 講話（野口部長）

日本が法整備支援を行う意義等についての講話を実施した。

(2) 11月7日

午前① 講義「ミャンマー情勢及びその他国際協力部の行っている活動」（松本教官）

激動のミャンマー情勢を踏まえて当部が行っているミャンマー法整備支援活動に向けた動き及びその他の当部の活動についての講義を実施した。

午前② 講義「中国・東ティモールにおける法整備支援の概要」（江藤教官）

中国・東ティモールに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

午後① 講義「国際協力専門官の業務」（石原主任専門官）

当部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

午後② 海外研修オリエンテーション（松本教官，菅原専門官）

国外研修に向けた心構えを伝えるとともに，必要な準備等を行った。

2 国外研修（引率：松本教官，菅原専門官）

(1) 11月8日 オリエンテーション・意見発表

西岡剛 JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）長期派遣専門家・チーフアドバイザー（検事）（以下「西岡CA」という。）によるオリエンテーション及び研修員6名による決意表明等を実施した。



<オリエンテーションの様子>

(2) 11月9日

午前 JICA ベトナム事務所表敬訪問

JICA ベトナム事務所において，築野元則所長及び沖浦文彦次長から，ベトナムにおけるJICA 事業の概要，全体像の中における法整備支援の位置付け及びその実施状況等について



<JICA ベトナムにて>

説明を受けた。

午後 講義「ベトナム法整備プロジェクト及びベトナム司法制度について」（西岡 CA, 多々良周作・木本真理子長期派遣専門家, 寺本二憲業務調整専門家）

西岡 CA 及び多々良専門家から、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要や現在までの進捗状況、ベトナム司法制度の概要について説明を受けた。また、寺本業務調整専門家からベトナム滞在中における生活上・安全上の留意点についての説明を受けた。



<西岡 CA による講義の様子>

(3) 11月12日

午前① 司法省訪問

司法省を訪問し、法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートである同省国際協力局のダン・ホアン・オアイン副局長及びその他の同省関係者らと面談した。オアイン氏は、名古屋大学への留学経験を有するなど非常に知日派であり、研修員からの質疑に応じて、法律の普及に対する日越比較、日本による法整備支援の重要性とその課題、日本からの更なる協力を期待することなどの話が



<司法省訪問時>

あった。

午前② 最高人民裁判所訪問

最高人民裁判所を訪問し、同裁判所国際協力局のゴ・クオン局長及びその他の同裁判所関係者らと面談した。クオン局長からは、ベトナム経済の発展や国民の権利意識の高まりに応じて法的紛争が増え裁判所の業務量も増えていることなどについての説明があり、また、裁判官の育成システム、判例制度についての検討状況などに関する研修員からの質疑にも丁寧に応じていただいた。クオン局長は、日本の支援を高く評価しつつ、「長期専門家の任期が2年というのは短すぎる。もっと長く同じ人に滞在してほしい。」との要望も述べており、我が国の協力に対する高い期待がうかがわれた。



<最高人民裁判所訪問時>

昼食 オアイン副局長主催昼食会

ハノイ市内のレストランにおいて、司法省国際協力局のオアイン副局長ら主催の招宴があり、研修員一同、司法省関係者との懇親を深めた。



<昼食会後の記念撮影>

午後① ベトナム弁護士連合会訪問

ベトナム弁護士連合会事務所を訪問し、同連合会国際協力委員会のチュ・チ・チャン・ヴァン副委員長と面談した。ヴァン副委員長からは、同連合会の設立経緯や組織、弁護士養成の仕組み、今後の弁護士人口増加の見通し、同連合会が抱える問題点等に関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



<ベトナム弁護士連合会訪問時>

午後② 最高人民検察院訪問

最高人民検察院を訪問し、同検察院国際協力局のホアン・チ・チュイ・ホア室長その他の同検察院関係者らと面談した。ベトナム側からは、日本の法整備支援を評価する旨及び今後も日本からの更なる支援が行われるよう期待する旨の話があり、また、研修員からの各種質疑にも丁寧に対応していただいた。なお、この席には、本年度の日越司法制度共同研究において来日したホ・ドゥック・アイン氏（同検察院人事局副局长）及びグエン・ヴァン・ホップ氏（同検察院訴追刑事判決監督局上級検察官）が両名とも同席し、当部関係



<最高人民検察院訪問時>

者と旧交を温めるなど、日本とベトナム最高人民検察院との絆の強さを改めて確認する良い機会となった。

(4) 11月13日 ハイフォン市人民検察院訪問

ハイフォン市人民検察院を訪問し、同検察院のグエン・ヴァン・クアン長官を始めとする幹部検察官たちとの意見交換を行った。事前に提出していた質問事項に基づき、担当者からの丁寧な説明を受けた後、自由な意見交換を行った。意見交換終了後、付近のレストランにおいて、同検察院主催の招宴があり、研修員一同、同検察院関係者との懇親を深めた。



<ハイフォン市人民検察院訪問時>

(5) 11月14日 バクニン省人民裁判所訪問

バクニン省人民裁判所を訪問し、刑事裁判手続を傍聴した。事案は共犯者3名による強盗致傷（バイク強盗）事件の控訴審であり、第一審で懲役9年の判決を受けた被告人（犯行時16歳の少年、高校生）について、その父親が量刑不当を訴えて控訴したというものであった。控訴審では、最初に、裁判長が、第一審判決が認定した事実関係及び第一審の裁判経過を朗読して被告人、検察官及び弁護人に伝えた上で、控訴審における争点が量刑だけであることを確認しており、その後、引き続き、裁判長による被告人質問が行われた。控訴理由が、「被告人はまだ若年であり、他の年長の共犯者に誘われるままに加わっただけである。今後の両親の監督も期待できる。」というものであったためか、裁判長の質問は、共犯者との関係や両親との関係、

犯行当時の生活状況、被告人の果たした役割、利得の分配状況等に集中しており、あたかも我が国の刑事法廷における検察官からの質問を聞いているかのごとくであった。また、裁判長は、控訴人である父親に対しても「なぜ夜遊びを繰り返す息子をきちんと監督しなかったのか。仕事が忙しかったというのは言い訳にはならない。」という観点から厳しい追及をしていた。なお、第一審判決後に被害者らとの示談が成立したとのことであり、これを踏まえて検察官は懲役7～8年に判決を引き下げるよう論告し、他方、弁護人は更なる寛刑を求めていたが、時間の制約のため、残念ながら結審・判決まで傍聴することができず、結論を知ることはできなかった。裁判傍聴終了後、同裁判所において、ファム・ミン・トゥエン副所長から、ベトナムの刑事手続全般に関する説明を受けるとともに、同氏らと研修員との間で質疑応答が行われた。また、その後、付近のレストランでトゥエン副所長主催の招宴があり、研修員一同、同裁判所関係者との懇親を深めた。



<バクニン省人民裁判所>



<同裁判所訪問時>

3 国内研修後半

(1) 11月15日 レポート作成

(2) 11月16日 総括質疑応答（中村教官、松本教官）

本研修を振り返り、研修員から、今後の研修において改めるべき点を含め、全般的な感想・要望を聞いた。

第3 所感

本研修は、研修員に対し、まず、当部においてベトナムを始めとする各国に対する法整備支援の歴史や実情、課題等の基礎知識を集中的に学ばせた上で、実際にベトナムに赴き、現地における法整備支援の現場を見聞させ、机上で得た知識を血肉として身につけさせるという意図の下、実施されたものである。

ベトナムでは、プロジェクト事務所において、西岡CAを始めとする長期派遣専門家らから、法整備支援の現場の実情に関する熱のこもった講義を受けたほか、JICA ベトナム事務所においても、JICA の行う国際協力の全体像及びその中における法整備支援の位置づけを学び、その上で、同プロジェクトのカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、ベトナム弁護士連合会、最高人民検察院、更には本フェーズにおけるAAA（アドバンスド・アクティビティ・エリア）として指定されているハイフォン市人民検察院及びバクニン省人民裁判所を訪問し、それぞれ意見交換を行うなどの密度の濃い日程をこなすことができ、所期の目的は十二分に達成することができたと考えられる。

各カウンターパート訪問において研修員の応接に出てこられた方々の多くが、日本のこれまでの支援及びそれを体現する存在としてのJICA 長期派遣専門家への感謝の念を述べるとともに、今後の更なる協力への期待を表明していた。研修員たちは、JICA 長期派遣専門家たちが、各カウンターパートからあたかも家族・親友のごとき厚い信頼を寄せられてい

る様子を見て、かなり強烈な印象を受けた（「超人的活躍」であるとして、ある意味圧倒された）様子であったが、この経験を通じて、他国に対する法整備支援が、単に日本の法律専門家であるということのみでは適切に行うことのできない活動であること、これまでの長年にわたる日本の支援の積み重ねの歴史がこのような信頼を築く基になっていること、他方で、支援を行うドナーは他にも多数存在し、我が国がベトナムにおいてこのような信頼を獲得し続けるためには、当部や JICA における組織・体制の整備も含めた更なる努力が必要となることを真に認識し、法整備支援に向けるまなざしを国外研修前と比べても大きく変化させたように感じられる（机上の知識が、現地での見聞を経て、研修員の中で血肉として結実していく様子を目の当たりにしたことは、小職にとっても得難い経験であった。）。

もちろん、研修員たちは、ベトナムという一国における法整備支援の実態をわずかに垣間見ただけにすぎないが、それでも、研修員たちは、大いに刺激され、法整備支援に対する関心をますます強めた様子であった。本報告の末尾に研修員たちの感想文を掲載するので、併せてお読みいただきたい。

今回の研修を実施するに当たっては、各方面に御協力いただいた。殊に、西岡 CA を始めとする JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト長期派遣専門家の皆様には大変お世話になった。本報告を終えるに当たり、改めて心からの感謝を申し上げたい。

平成 24 年度国際協力人材育成研修報告書

法務省民事局付 福田 敦

1 はじめに

私は、平成 24 年 11 月 6 日から 16 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施する「平成 24 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。ここ数年、東南アジア諸国への関心が高まっていることと相俟って、法制度整備支援の認知度は格段に上がってきている。また、我が国の施策としても、平成 23 年 12 月 24 日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」において、日本の国際的プレゼンスを高めるべく、当面重点的に取り組む施策として、「インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が掲げられ、「開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進する。」とされている。このような情勢の中、本研修に参加できたことは大変光栄なことであった。

今回で 4 回目となる本研修の最大の特徴は、研修員が、法制度整備支援の支援受入国（今回はベトナム）に滞在し、法制度整備支援プロジェクトの現場実務を直接見聞することにある。私の理解不足ないし誤解により、ベトナムの法制度等について不正確な記述がある可能性があることを恐れつつ、本報告書では、私が本研修を通して考えたこと、感じたことを中心に報告することとしたい。

2 テーマの設定と若干の検討

(1) 私は、本研修に参加するに当たり、最も関心のある事項として「検察官の民事訴訟への関与」というテーマを設定した。ICD から事前に送付された資料等に目を通していたところ、ベトナムでは昨年民事訴訟法の改正があり、改正前と比べて検察官が民事訴訟手続に関与する機会が大幅に増加

することとなったことを知り、驚きを感じた。何となくではあるが、時代の流れに逆行しているかのような印象を受けたからである。更に資料を読み進めていくと、今回の民事訴訟法の改正において検察官の手続関与の機会を増やした趣旨については、法遵守の検察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、法律違反を低減させるという点にあると説明されていた。加えて、ベトナムの民事訴訟法には、改正前から、当事者が不服を申し立てていないにもかかわらず、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官による異議の申立てにより、既に確定した判決等が見直される監督審なる制度があるということも知った。これらは社会主義国にありがちな制度ではあるが、一体どのような状況になっているのか。訴訟手続にどのような法律違反があるのか。驚きが多く疑問に変わった。これらの点についての知識、理解を深めることができれば、ベトナムという国の法制度を少なからず理解できるのではないかと、ベトナムにおける法制度整備支援の実際を垣間見ることができるとは思っていないか、そのように考えた。

(2) そこで、私は、このテーマに沿った質問事項を作成し、本研修において、機会を見つけてはその質問を投げかけた。その聴き取り結果によると、検察官の民事訴訟への関与に関するベトナムの現状は、おおむね以下のようなものであった。

- ・ 昨年改正された民事訴訟法は今年の 1 月 1 日から施行されているが、施行後の半年間で、ベトナムの全国平均で約 78.8%の民事訴訟事件に検察官が関与している。ハイフォン市では、第一審の事件については 80%以上（改正前は約 20%）、控訴審の事件については 100%の関与実績がある。
- ・ 検察官の関与は、具体的には、期日に立ち会うほか、期日後に訴訟記録をチェックするというものである。検察官は、審理の途中で意見を

述べることができるが、その権限を行使することはほとんどなく、意見を述べるとしても期日が終わった後に、検察院の長官から裁判所の長官に対して書面で意見を述べるという形式がとられている。

- ・ 検察官が関与する事件が増加した結果、より慎重な裁判手続、判決が行われ、目に見えて法律違反の数も減少しており、裁判の品質を高めるといった良い効果をもたらしている。
- ・ 法律違反の具体例としては、行政事件として受理すべきものを民事事件として受理している、消滅時効の起算点についての法解釈に誤りがある、証拠調べの手続に誤りがあるなど実務的な問題が多く、また、期日において行われたことが正確に調書に記載されていないという事例も見受けられる。
- ・ これらの法律違反が生じる原因については、ベトナムの裁判従事者の質の問題もさることながら、法律の解釈の難しさにも一因があると考えられる。
- ・ これらの法律違反があるからといって直ちに監督審の手続が開始されるのではなく、判決等をした裁判所が、自らの判断で判決等を変更する手続（我が国でいえば更正決定のようなものか）を行うことが多い。
- ・ 検察院の長官による異議の申立ては、判決等の確定後に訴訟当事者から異議の申立てをしてもらいたいとの意向を受けて、その内容に理由があると思われるものについて行うものがほとんどであり、当事者がそのような意向を示していないにもかかわらず監督審が開始される割合は、監督審全体の数%にすぎない。
- ・ 民事訴訟に携わる代理人弁護士の立場からしても、検察官の民事訴訟への関与や監督審の制度は必要なものであり、特に、地方の裁判所においては、その必要度は高いと感じている。

以上から明らかとなっており、ベトナムの法曹関係者からすれば、検察官の民事訴訟への関与、監督審という制度は、現在のベトナムの司法制度にあっては必要なものであると考えられており、また、今回の民事訴訟法の改正による検察官の関与の機会の拡大については、既に成果が上がっているとの認識のようであった。

- (3) 我が国の法制度を前提とするならば、民事訴訟は、当事者が訴訟外で自由に処分できる私法上の権利・法律関係をめぐって争われるものであるから、検察官が関与することによって擁護されるような公益など存在し得ないのではないかと、検察官が関与することによって裁判官の独立が脅かされるのではないかと、監督審の制度についても、確定判決の法的安定性を軽視しすぎているのではないかなどの疑問が次々と湧いてくる。したがって、検察官の関与の機会は、拡大させることはおろか、できる限り少なくすべきだ、監督審の制度など廃止すべきだということになる。

しかしながら、ベトナムは社会主義国であり、統治体制として三権が分立しているわけではない。検察院は司法活動全般を監督・コントロールする組織とされており、我が国とはその位置付けが全く異なっている（刑事事件において、検察官は、公安（警察）の捜査に関与はするが、自らが主体となって捜査をすることはごく例外とされていることや、法廷における検察官席が裁判官席と同じ高さであり、被告人席・弁護人席よりも高いということは、その現れである）。裁判官の独立も、現実には、我が国ほど厳格なものとは考えられていない。また、歴史的な問題として、本格的な法学教育が始まったのは1970年代に入ってからであるという事情がある。民族的な問題として、全人口の約90%はキン族が占めているものの、残りの約10%は53もの少数民族から構成されているという事情がある。そして、地域的な問題として、

ハノイ、ホーチミンと他の地方との格差は非常に大きいという事情がある。他にも、様々な事情を抱えている。

我が国の法制度整備支援の特徴は、受入国たるベトナムの主体性を尊重するという点にある。そうとすれば、法制度整備支援における具体的な作業においては、当然のことながら、上述したベトナムの統治体制や諸事情、我が国との違いを考慮せざるを得ない。我が国の法制度や考え方を紹介することが必須であるとしても、結局は、ベトナムが自国のニーズに合った法制度を構築できるかという観点から、ベトナム自身が主体性を持って決めることができるよう、柔軟に、かつ根気強く対応していくということになるのだろう。日本以外のドナーは、法律家が自ら受入国の実情を調査し、自ら法令を起草することが多いと聞くが、それとの対比では「対話型支援」とでもいうべきだろうか（西岡長期専門家は、「支援」ではなく「協力」という言葉を用いておられた）。その「対話」においては、我が国は、欧米諸国の法制度を取り入れて現行の法制度を作り上げてきたという経験を有していること、同じアジア諸国の一員であることといった大きな強みを発揮することになる。実際、ベトナムからの支援要請が拡大していることからしても、受入国の主体性を尊重するという我が国のスタンスが高く評価されているといえる。

したがって、我が国の法制度を前提にすると受け入れられないような法制度がベトナムにおいて採用されたとしても、それは法制度整備支援の失敗事例ではなく、むしろ、結果として、ベトナムの法曹関係者、ひいてはベトナム国民が納得するような法制度が採用され、その過程で我が国が積極的に関与することができたのであれば、非常に意義のあることだと評価すべきなのだろう。

3 人材育成支援の重要性等

我が国のベトナムに対する法制度整備支援の柱としては、法令起草支援の他に、法令を運用するための制度整備支援、法曹関係者の人材育成支援があるが、現在のプロジェクトにおいては、人材育成支援に大きなウェイトが置かれている。現在では、バクニン省の裁判所、ハイフォン市の検察院をパイロット庁（アドバンス・アクティビティ・エリア）に指定し、そこで日常的に発生する実務的な諸問題につき、中央の最高人民裁判所、最高人民検察院とともに解決策を検討していくという試みを行っている。具体的には、長期専門家による現地セミナーやワークショップの開催、各種マニュアル等の教材の作成等が作業の中心となっているようである。

本研修ではこのような取組の詳細についてまで調査することはできなかったため、ここから先は推測でしかないが、受入国の主体性を尊重するという我が国のスタンスは、この人材育成支援に反映されているといえるだろう。法制度整備支援というものは政府間の支援であるから、相手国の国家機関、それも実際に立案に直接携わる人たちとの関係しか視野に入らなくなってしまうがちである。しかし、広く法曹関係者に対する人材育成となると、視野は自ずと広がりを見せる。そして、より受入国の国民に近いところまで視線が下りてくる。この点は非常に意義深いことだと思う。法令起草支援によっていかに素晴らしい法律ができたとしても、受入国の法曹関係者ないしは国民がそれを使いこなすことができなければ、その法律は無意味なものとなる。特に、法曹関係者が法律を正しく適用することができなければ、国民の司法に対する信頼は芽生えず、法の支配の確立は遠のいてしまう。加えて、現実問題として、ベトナムでは、中央から地方、上級庁から下級庁への人事異動は基本的になく、優秀な人材は上級庁に集められるため、下級庁の法曹関係者の能力向上は喫緊の課題のようである。その意味でも、我が国が

行う人材育成支援はとても重要であるといえる。

しかしながら、法制度整備支援は、同じ ODA によるプロジェクトであっても、道路や橋梁の改良、発電所の建設といったものとは異なり、なかなか成果を感じ取りにくいものである。しかも、人材育成支援となると、評価の指標を定めにくい分、より成果が見えにくい。人材育成支援については、ベトナムの法曹関係者が、自分たちだけで問題点に気づき、自分たちだけで法律の改正や運用の改善ができるようになることが究極の目標となるのだろうが、どのくらいの期間、どのレベルに達するまで支援を行うかという点は非常に難しい問題であると思われる。

4 その他特に印象に残っていること

ベトナムにおいても我が国と同じように官報が発行されているが、その英語版はそれほど時期を置かずして発行されているほか、成立した法律の法令英訳もスピード感を持って行われているなど、ベトナムは、英語での情報発信にとっても力を入れていた。この点は、我が国においては目的が異なるとしても、ぜひ見習うべきことではないだろうか。ちなみに、ベトナムでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院にそれぞれ国際協力部が設置され、支援の受入体勢が整えられていたし、設立されて3年足らずの弁護士連合会においても、五つしかない委員会の一つとして国際協力委員会が存在していた。ここからは、法制度整備支援を積極的に受け入れて法制度の整備を進めることにより、外国からの投資を受け入れ、経済発展につなげていこうとする姿勢が見て取れた。そして、西岡長期専門家も仰っていたことであるが、日本は数あるドナーの一つにすぎないということも、意識しなければならないことであると感じた。

また、ベトナムでは、司法省に宣伝教育部を設け、国民に対する法律の普及に力を入れており、この点も、我が国にとって参考になると思われる。なお、

バクニン省の裁判所では、国民に対する法教育の一環として、薬物事犯や殺人事件などの公判手続を、傍聴人がたくさん集まるような裁判所外の場所において行い、薬物の違法性や、殺人を犯した者に課される刑罰等を広く知らしめているとの紹介があった。

5 法制度整備支援に携わる方々に対する思い

私は、法務省民事局において民事訴訟法等の民事手続法を担当する者として、「中国民事訴訟法研究会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」の委員の委嘱を受けているほか、ICD から依頼のあった個別案件につき、法務省民事局における法制度整備支援の窓口役(時に講師役)として本邦研修等に関与させていただいた経験があった。そのため、我が国の法制度整備支援がどのようなものであるか、それに携わっておられる長期専門家やICDの教官らがどのような活動をされているかということについては、断片的にはあるが一定程度の知識を有していた。本研修に参加し、長期専門家の現地での活動やICDの教官らの普段の業務を目の当たりにして、私の知識は格段に深まり、かつ、立体的・体系的に整理することができたように思う。そして何より、本研修を通して、長期専門家やICDの教官、国際協力専門官がどのような思いで法制度整備支援に携わっておられるのか、どのような悩み・苦勞を抱えておられるのかということを、現在進行形の状態で直接見聞きすることができたことは最大の収穫であった。例えば、ベトナム人とのやりとりにおいては、通訳人が付いたとしても法律用語が正確に翻訳されないことがしばしばあること、ハノイからバクニン(車で1時間強)やハイフォンへ(車で3時間弱)の移動(特に日帰りでの移動)は体力的に非常に辛いものであることなどは、活動実績等の書面で報告を受けただけでは、決して感じ取ることにはできないだろう。

私たちは、研修員という立場であるにもかかわらず、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、バクニン省の裁判所、ハイフォン市の検察院、どこに行っても温かい歓迎を受け、これまでの我が国の法制度整備支援活動に対する感謝の言葉を頂いた。その中では、西岡長期専門家、多々良長期専門家、そして先代の長期専門家のお名前が繰り返し登場した。これは、長期専門家を始めとする方々が、ベトナムの方々の多様な期待に応えるべく、大変な努力と苦労を積み重ね、ベトナムの方々からの信頼を獲得してきた証にほかならないし、ベトナムとの関係で我が国の法制度整備支援が成功を収めていることの証でもある。長期専門家を始めとする方々が、言葉や文化、社会制度等の違いを乗り越えて、立法というその国の主権に直接関わる分野で、現地の方々との間で信頼を構築しながら、しかも日本という国を背負って活動されていることに対しては、ただただ頭が下がる思いである。その分、喜びややりがいもひとしおだろうし、一度その思いを味わうとたまらない何かがあるのだろう。

6 おわりに

ベトナムという国はとても活気のある国であった。特に、ハノイの市街地にあふれかえるバイクの数（聞くところによると、ベトナム全土で2500万台ものバイクが登録されているとのこと）、若者の数（ベトナムの全人口8700万人強のうち、何と65%が37歳以下であるとのこと）には圧倒された。その若者が熱心に法律を勉強し、また英語も勉強していると聞き（バクニン省の裁判所で出会った書記官は、勤務後、週3回、バイクで片道2時間かけてハノイまで行き、法科大学で学んでいた）、自分もこのままではおれないと思わざるを得なかった。そして、このような若者が社会の中心となって活躍する頃には、我が国とベトナムとの関係も違った形になっているのだろうと切に感じた。

本研修においては、野口部長を始めとするICDの皆さま（とりわけ、私たち6名の研修生を引率してくださった松本教官及び菅原国際協力専門官）、西岡長期専門家を始めとするプロジェクト事務所の皆さまには大変お世話になった。この場を借りて、厚く御礼を申し上げたい。そして、西岡長期専門家にあっては、日々の業務で多忙を極めておられるにもかかわらず、本研修が私たちにとって実り多いものとなるよう、ハノイ滞在期間中の研修日程のコーディネート、訪問先との調整のみならず、日中の時間帯にお会いすることができなかつた方々（現地で活躍されている日本人弁護士）との会食のセッティングなど、様々なご配慮を頂いた。そのおかげで、一つ一つの研修で得た成果をうまく積み重ねていくことができ、本当に充実した研修を受けることができた。心から感謝を申し上げるとともに、西岡長期専門家のご活躍ぶりに深く敬意を表したい。そして、新しく木本長期専門家が加わったプロジェクト事務所のますますのご発展をお祈りしたい。私も、本研修を通して学んだこと、感じたことを決して忘れることなく、与えられたポジションで、しっかりと役割を果たしていきたい。

最後に、国会の会期中であったにもかかわらず、2週間もの間、私を快く本研修に送り出してくださった法務省民事局の方々に対して御礼を申し上げて、報告書を締めくくることとする。

国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局民事第二課 板谷 秀継

1 はじめに

この度、平成24年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただくという得難い機会に恵まれた。

本研修は、我が国の法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するため、法務省法務総合研究所国際協力部（以下単に「国際協力部」という。）における講義の受講及びベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）における現場実務の見聞により、法整備支援の実際を理解し、国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得することを目的として実施されるものである。

果たしてその目的を個人的にどれほど達成することができたのかは、現時点においてもなお定かではないが、本研修の成果の一部として、以下にその概要を報告し、それに対する若干の所感を述べることにしたい。

なお、本稿中、ベトナムの法制度等に関する記述については、可能な限り、公的資料等に基づき正確を期すよう努めたところではあるが、筆者の勉強不足・理解不足による事実誤認等が含まれているおそれがあることをあらかじめお断りしておく。

2 本研修の概要について

本研修は、平成24年11月6日から同月16日までの日程で、大阪の国際協力部及びベトナムにおいて行われた。

その概要は、以下のとおりである。

(1) 国際協力部における講義等の受講（国内）

大阪の国際協力部において、実際に法整備支援に携わってこられた国際協力部の教官らによって、我が国が実施している国際協力活動の概要等について

の講話のほか、我が国の法整備支援の概要、各国における法整備支援の活動実績、国際協力部の業務内容等に関する講義が行われた。

これらの講話・講義を受講することにより、我が国の法整備支援の現状等について理解を深めることができたほか、この後に続く、ベトナムでの国外研修における現場実務の見聞等も、より実効性のあるものとする事ができたものと考えている。

(2) ベトナムにおける現場実務の見聞等（国外）

ベトナムにおいて、次に掲げる講義等が行われた。

ベトナムにおける法整備支援に直接携わっている方々から、直接講義を受け、また、そのような方々と闊達に意見交換をすることにより、法整備支援の実際をより理解することができたものと考えている。

なお、このような公式の日程以外にも、在ベトナム日本国大使館、ハノイ法科大学、ベトナムの現地弁護士事務所などで御活躍されている日本人の方々とも意見交換をする機会を与えていただき、これにより更に見識を深めることができた。

ア 独立行政法人国際協力機構（JICA）ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトチーム（以下単に「プロジェクトチーム」という。）の長期派遣専門家等による講義等

イ プロジェクトチームの母体である JICA ベトナム事務所に対する表敬訪問

ウ 法整備支援のカウンターパートであるベトナム司法省、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対する訪問・意見交換等

エ 法整備支援の一環として法曹人材育成に関するパイロット事業が行われているバクニン省人民裁判所及びハイフォン市人民検察院に対する訪問・意見交換等

3 本研修に対する若干の所感について

(1) 法整備支援とは何か

法整備支援とは何か。

本研修に参加させていただくこととなったときから、研修期間中はもちろんのこと、本研修が終わった後もなお、この問いについてあれこれと思いを巡らせている。

本研修に参加することとなるまでは、法整備支援について、大変失礼ながら、「どうも法務総合研究所では法整備支援という取組が行われているらしい」といった程度の認識しかなかったのが正直なところである。無論、本研修に参加するに当たっては、事前に配布された資料や国際協力部のホームページ (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html) を読み込むなどし、にわか仕込みながら、法整備支援の概要等についての知識を得るための努力もした。その一例を挙げれば、

一般に、我が国の法整備支援とは、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援という三つの取組を基本として、それらの国々が進める法制度の整備を支援することであるとされている。

また、法整備支援に関しては、例えば、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会で名誉ある地位を保持していくための有効なツール」であるとされ、今後、官民が連携し、「オールジャパンによる支援体制を強化していく」という方針が示されている。その他にも、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）において、「世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化」のため、当面、重点的に取り組む施策とし

て、「インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が挙げられるなど、法整備支援は、我が国の国際協力におけるソフトインフラ整備の中心的施策として位置付けられている。

加えて、我が国の法整備支援については、決して押し付けではなく、相手国の主体性を重視することがその特色として挙げられ、また、我が国がいわゆる大陸法系と英米法系の双方の影響を受けて近代法を整備してきたという法制史を有し、どちらの法体系の国に対しても支援することができることなどがその独自性として挙げられている。

といった類の最低限の予備知識を何とか身に付けて（?）、本研修を迎えたのである。

とはいえ、このようないわば教科書的な説明というのは、美辞麗句が並び、確かに聞こえはいいものの、どこか遠くの世界の話をされているようで、正直、本研修に参加するまでは、全く実感をもって受け止めることができなかつたというのが本音である。

しかし、実際に法整備支援に携わってこられた国際協力部の教官らの体験に基づく熱のこもった講話・講義を受講して、また、現に我が国の法整備支援を受けているベトナム司法省を始めとする関係機関との関連な意見交換等を通じて、さらには、西岡長期派遣専門家を始めとするプロジェクトチームの方々の働き振りや仕事に掛ける熱い想いを見聞することなどにより、それまで臍気だった輪郭が徐々にはっきりとし、飾り物の人形のような中身にいつしか血が通い、熱を帯びて、筆者の中でその存在がいきたものになっていったように思う。

筆者の拙い文章力でこれを的確にお伝えすることは難しいが、本研修中にお伺いした「日本の国益云々」ということとは少し離れて、もっと純粹に、これまで日本が国際社会から受けてきた恩を返すような気持ちでこの仕事をしている」といった言葉であつたり、「一方的な押し付けとなりがちな『支援(support)』

ではなく、常に、相手国の主体性を重んじる『協力 (corporate)』という姿勢でいなければ、本当に相手国のためになる法整備は行えない」といった言葉に、我が国の法整備支援の本質が垣間見えるのではないかと思う。

とにもかくにも、それまでの理解が如何に表面的で薄っぺらなものに過ぎなかったかということをごまごまと感じさせられ、また、言葉や文化、社会風土や社会体制などが日本のそれらとは全く異なる相手国において、そのニーズを的確に捉え、かつ、それに十分に応えつつ、現地に根付き、そして現地に息づく法制度の整備を図るということがどれほど挑戦的で、かつ、困難なミッションであるかということに気付かされたのである。

(2) ベトナムという国は

ベトナムという国は、とにもかくにも、エネルギーギッシュであった。

開発途上国といわれる国にこれまで一度も足を踏み入れたことがないがゆえの見方であるということはあるかもしれないが、それにしてもである。

ここで、改めて、今回訪問したベトナムという国について、おさらいしてみたい。

ベトナムは、インドシナ半島東部に位置し、南北が1,650kmにも及ぶ一方、東西の幅は最も狭いところで50km未満という、細長いS字型の特徴的な形状の国土を有する。賛同が得られるかどうかは定かではないが、筆者には、どことなく我が国の形状との相似性が見て取れ、それが何か妙な親近感を覚えさせたりもした。

人口は、約9,055万人(2011年(平成23年)7月時点)であるが、人口増加率が約13.5%(人口換算で約120万人/年の増加)にも達し、総人口に占める30歳未満人口の割合が6割を超えるなど、数字の上でも、また、街中を歩いて肌で感じた実感としても、若さに満ち溢れた国であるといえる。ちなみに、ベトナムにおけるバイクの総保有台数は、約

2,540万台にも達する。冒頭の「エネルギーギッシュ」というイメージは、首都ハノイ(河内)の市中を席卷するホンダのバイクのエンジン音やけたたましいほどに鳴らされるクラクションの喧噪と国民の若さがもたらす躍動感とが相まってもたらされるものなのかもしれないが、などとベトナムの雑踏で独りごちてみたりもした。

ベトナム語を公用語とし、54もの民族からなる多民族国家でもある。民族といえば、ベトナムの民族衣装であるアオザイを御存知の方も多いただろう。このアオザイも、それを身に纏ったベトナムの女性も、とても優雅で、しなやかで、そして何よりも美しい。また、世界遺産であるハロン(下龍)湾などの風光明媚な観光名所もあり、さらには、食べ物もとにかく旨い。路上の屋台で食べるフォーなどは、また格別であった。

さて、政治・経済の分野に目を移すと、政治体制としては、国名が示すとおり社会主義共和制が敷かれ、ベトナム共産党の単党独裁の下、全ての人民を代表する最高機関たる国会から他の国家機関に権限が分配されるという「民主集中性の原理」及び「権限分配の原理」に従って、統治機構が構築されている。一方、経済体制としては、1987年(昭和62年)に、社会主義に市場経済システムを取り入れる「ドイモイ政策」が導入され、市場経済への移行が進められている状況にある。

このように、社会体制等が日本のそれらとは大きく異なるため、当然のことながら、我々が普段当たり前のこととして捉えていることが全く通用しないということがまま起こる。例えば、ベトナムの不動産登記制度を理解しようとする場合には、その前提として、そもそも国民に土地の所有権限が認められておらず、国から与えられる土地使用権を処分することができるに過ぎないということを知らなければならない。また、そのような背景から、不動産登記制度自体も、取引の安全を図るためという目的より

もむしろ、国家による管理のためという目的が強調され、いきおい日本のように誰しもがその内容を知ることができるという仕組みにはなっていないのである。

こういった例を一つとってみても、そのような違いを乗り越えて、かつ、法制度を現地に根付き、そして現地に息づくというレベルにまで落とし込んでいくという我が国の法整備支援の困難性がお分かりいただけるのではないかと思う。そして、そのような困難なミッションを成功させ続けてきたからこそ、相手国を始めとする国際社会から高い評価を得るに至ったということができただろう。

(3) そんな法整備支援とベトナムと

そんな法整備支援とベトナムとの関係について触れたい。

そもそも、我が国の法整備支援は、ベトナムにそのルーツを持つ。

ベトナムは、ドイモイ政策の導入による市場経済への移行に伴い、それに適合した民商事法分野の法制度を整備する必要に迫られ、その支援を我が国に求めるに至った。当初は、我が国の法学者らによる私的支援としての色合いが濃かったが、1994年（平成6年）からは法務省法務総合研究所により、1996年（平成8年）からは JICA のプロジェクトの一つとして、息の長い継続的な法整備支援が行われており、これまでに、改正民法、民事訴訟法、民事判決執行法といった基本法令を成立させるなど、その成果には目覚ましいものがある。我が国は、いまやベトナムに対する世界最大の政府開発援助（ODA）・民間投資を行う国となっているが、このような積極的な投資を呼び込むこととなった要因の一つとしても、我が国の法整備支援によりベトナムの社会基盤の整備が進んだことが挙げられよう。

さて、現在のプロジェクトチームは、ちよっぴり涙もろい熱きチームリーダー西岡長期派遣専門家（検事）の下、とぼけた風のキャラが魅力の多々良

長期派遣専門家（裁判官）、いつも絶やさぬ笑顔がすてきな木本長期派遣専門家（弁護士）、プロジェクトチームのオアシス寺本業務調整員ほか現地スタッフ数名という少数精鋭体制で、一致団結して執務に当たっておられる（なお、ベトナム訪問時には、西岡長期派遣専門家の懐刀である辻法務総合研究所教官（検事）も、JICA の短期派遣専門家としてプロジェクトチームに参加されていた。）。

法整備支援が如何に困難なミッションであるかということについては、既に述べたとおりであるが、現に、プロジェクトチームの方々は、言葉の問題を始めとする様々な困難に直面しながらも、それを克服するため果敢に挑戦を続け、ベトナムに根付き、息づく法制度を整備すべく、ベトナムの社会に溶け込むためのあらゆる努力を続けておられた。

そして、このようなまさに全身全霊を挙げて困難に立ち向かうひたむきで真摯な姿勢は、必然、ベトナムのカウンターパートの方々的心をも打ち、彼らをして「おまえは我々の家族だ」と言わしめ、その固く厚い信頼関係を基に、今後も、ベトナムにおける法整備支援は、益々の発展を遂げ、多くの成果を上げ続けることだろう。

このようなプロジェクトチームの方々の奮闘に、改めて敬意を表したい。

(4) 法整備支援の今後について思うこと

法整備支援の今後について思うことを、この際だから書き留めておきたい。

法整備支援の端っこをほんの少しかじっただけの人間が具体的な解決策も示さずに何を偉そうにといった御批判は甘んじてお受けしたいと思う。

まず、人的・物的体制が絶対的に不足しているという現状を如何に改善していくかという課題についてである。人材育成のための研修に参加させていただきながらも敢えていわせていただくと、もしかすると、法整備支援の現場では、既に、このような体制の不足に起因して、相手国からのニーズに十分に

応じきれないという事態が生じつつあるのではないかと、常にスーパーマンがそこにいてくれることを期待し続けなければならないという状況に陥っているのではないかと、人員配置や人事ローテーションが硬直に過ぎないかと、といったことを考えずにはられない。

また、挙げられている成果の大きさに比して著しく低いといわざるを得ない知名度を如何にして改善していくかという課題についてである。自らの認識不足は棚に上げて敢えていわせていただくと、足下の法務省職員にさえ、法整備支援という取組を知らない人間がなお相当数いるという現実をどう捉え、どう向き合うべきか、また、ODA 予算については、その使途や有効性について常に国民の厳しい視線に晒されているところ、目に見えにくいその成果をどのようにして広く内外に発信していくべきか。いずれも、悩ましい課題である。

そのほかにも、例えば、支援国間で連携・協調するための仕組みが必要なのではないかと、法教育などの近接分野との間で連携・協調するための仕組みが必要なのではないかと、若干話は逸れるものの、法整備支援の前提となる我が国の法令についての翻訳整備は著しく遅れており、早急な改善が必要なのではないかと（なお、ベトナムの法令は、公布後、期間を経ずに、英訳・公表されており、我が国も見習うべきであろう。）など、責任がない立場にいるがゆえなのだろうが、かえって色々な思いが頭をよぎる。

4 おわりに

ベトナムで覚えた興奮を引きずり、熱に浮かされたような状態で、気の向くままに書き連ねた結果、何ともしとめのない内容になってしまったが、どうか御容赦願いたい。

さて、筆者自身が法整備支援に対して、今後、どのような関与をしていくことができるのかは分からない。

しかし、どのような立場であれ、とかく保守的・受動的・内向きであるなどと評価されがちな法務省において、自ら国外に打って出て、人的・物的資源が限られている中であつても創意工夫を凝らし、相手国のため、熱意と誇りを持って、日夜、身を削るようにして自らの仕事に最善を尽くされている方々がいらっしゃることに、そして、そのような方々のたゆまぬ地道な取組の積み重ねこそが国際社会で高い評価を受ける我が国の法整備支援を支えているということに、常に思いを致し、それを様々な機会を捉えて発信し続けていきたいと思う。

それこそ、例えば、本稿に目を留めて、この拙い文章を最後まで読んでくださる方がいて、その結果として、少しでも多くの方に法整備支援に関心を持っていただくことができれば、望外の幸せである。

最後に、本研修の引率、講義等を行ってくださった国際協力部の皆様、ベトナムで我々を温かく迎えてくださったベトナム司法省を始めとする関係機関の皆様、そして何よりも、遠い異国の地であるベトナムにおいて、文字どおり獅子奮迅の働きをされ、我々に法整備支援の神髄を教えてくださった西岡長期派遣専門家を始めとするプロジェクトチームの皆様に、改めて深く感謝申し上げたい。Xin come on！（シンカムオン。ベトナム語で「ありがとうございました」の意）

平成24年度国際協力人材育成研修に参加して

水戸地方検察庁検事 住友 俊介

1 はじめに

このたび、平成24年11月6日から同月16日までの間、平成24年度国際協力人材研修に参加する機会を得た。

その間の同月8日から同月14日までは、ベトナムにおける現地研修であり、その前後に国内での研修が行われた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材（特に被支援国に派遣されて長期専門家となる人材）を育成する必要があることから、法制度整備支援活動の実際を理解させるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させることを目的としたものである。

私自身は、ベトナムはもとより東南アジアを訪れるのが初めてであり、他国の法制度に触れるのも、その支援に触れるのも初めてであり、何もかもが初めてづくしの研修であった。

とても充実した研修を送ることができたが、内容が多岐にわたるので、研修の概要に触れた上で、私が研修前にここだけは押さえようと思った3点、すなわち、①ベトナムの社会情勢、②ベトナムの法制度、③ベトナムの法制度整備支援について、得た知識や感想などを述べさせていただきたい。

なお、本報告中、ベトナムの法制度等に関しては、正確性を欠く部分があるかもしれないが、これはひとえに私の理解不足によるものであるもので、ご容赦願いたい。

2 研修の概要

(1) 国内研修について

ベトナムでの現地研修の前に、大阪にある法務総合研究所国際協力部において、同部の教官から、「法

務省による法整備支援の概要」、「カンボジア、ベトナム、ラオスにおける支援の概要」についての講義、同部部長の講話等を受け、現地研修の準備を整えた。

なお、帰国後には同部教官と研修員との間で意見交換を行った。

(2) 現地研修について

ベトナムでは、首都ハノイに滞在し、JICAベトナム事務所所長によるベトナムの社会情勢と日本のODA支援の実態等の講義、法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家らの講義を受けた上で、カウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会を訪問し、それぞれ丸一日かけて、地方のハイフォン市人民検察院、バクニン省人民裁判所を訪問し、ベトナムの検察官や裁判官らと意見交換をするなどした。

3 ベトナムの社会情勢について

今回の研修の拠点は、首都ハノイであったが、地方都市のハイフォン市やバクニン省への移動中の車窓などから、ベトナムに暮らす人々の生活を垣間見ることができた。

ベトナムに移動して、最初の持った印象は、インフラ整備がかなり途上の段階にあり、まだまだ貧しい国であるというものだった。

首都ハノイですら、道路はデコボコで、繋がっているのか切れているのかよく分からない電線が多数垂れ下がり、信号が壊れていてバイクや人や車が無数に行き交い、交通事情はまさにカオスのように見えた（それでもベトナム滞在の1週間で1件の交通事故も目撃しなかった。）。)

道ばたには、果物やフォー（米が原料のうどんのようなもの）などの物売りが多数いたし、地方では、主に女性が手作業で（水牛はいたが、トラクターは1台も目にしなかった。）、畑の手入れなどを黙々としていた。

このように貧しく発展途上の段階にあるものの、

ベトナムの人口は、現在約9000万人と多く、その6割が30歳以下と非常に若い年齢構成であり、しかも年間約120万人ずつ人口が増え続けているというのであるから、それほど遠くない日に、ベトナムの人口が日本を上回ることは確実であり（若者が多く勢いも違う）、しかも経済面でも急成長中であり、その市場規模はとて大きいと感じた。

したがって、日本とベトナムは相互協力してウィンウィンの関係を築いていくことが肝要だと思ったし、実際、JICAの所長の話では、我が国は、自民党政権でも民主党政権でも、震災の影響があっても、ほぼ一貫して、ODAなどでベトナムへの支援を継続しており、ODAの金額も民間投資額も、日本は諸外国の中で最大であるということであった。

国際情勢にうとい私にとっては、すべての話が新鮮であったし、ベトナムへの投資が日本の復旧にも繋がるという話がとても印象に残った。

なお、日本の大手渉外弁護士事務所も所属弁護士のベトナム派遣を着々と進めているように見受けられた。

このようにベトナムは、急成長中であり、魅力のある国であるが、民商事系の法整備をしないと、諸外国の投資も受けることができないため、急ごしらえで、これらの法整備をし、今なお法整備が必要な段階にあるとのことであった。

ただ、ベトナム市民の大半は、おそらく自国の法律制度を知らないであろうし、特に民商事系については、法整備をしても、すぐに周知されることもないだろうから、現段階では、法整備支援が、ベトナムの一般市民に直接の利益を及ぼすものではないのだろうと感じた。

しかし、こうした法整備の結果、国力が上がり、一般市民の生活レベルも高くなったときには、一般市民も、今の日本のように、民商事系の法律に依拠することになるのであり、主にプロジェクト事務所のメンバーが中心となって行われる法整備支援につ

いては、このような先々の事も考えて、頭を悩ませながら、行っているのだろうと思われた。

4 ベトナムの法制度について

ここでは法廷傍聴もした刑事手続と検察官の役割について触れたい。

日本は、当事者主義的訴訟構造を採用しており、立証責任は検察官にあるが、ベトナムでは職権主義を採用している。

ベトナムの刑事手続について、私は、ベトナムに行く前に、資料に目を通したし、日本では国際協力部の教官から、ベトナムでは長期専門家から、講義を受けて、一応は理解したつもりでいた。

しかし、どうしても当事者主義的訴訟構造を念頭において講義を聴くなどしてしまったようで、カンターパートであるベトナムの最高人民検察院の方々などから話を聞いたり、バイク強盗の控訴審の法廷傍聴をしたことで、ようやくベトナムの刑事手続が頭に入ってきたように思う。

法廷傍聴した際、裁判長のすぐ横に記録の束があり、検察院から送られた一件記録と思料され、職権主義を徐々に実感するようになった。

また、見慣れない光景として、一段高いところに座っている裁判官の横に、検察官が座っていたり、被告人と弁護人が離れた位置に座っていたりした（日本で言えば検察官がいる席付近に被告人と押送員がいた。）。

日本と違い、ベトナムでは、検察官が裁判官らの訴訟手続等に違法がないかをチェックする役割も果たしているとのことであり、裁判官の横に座ることにより、まさに裁判官の訴訟進行等に目を光らせているのだろうと思われた。

チェックするという事は、それだけ能力が高いということであろうから、おそらく検察院の方が、裁判所よりも、優秀な人材を確保し、育てていっているのだろうと推察された。

被告人と弁護人の席が離れていることについては、職権主義で裁判官が直接尋問することから、当事者主義の裁判よりも打ち合わせの必要性が高くないのかもしれないと思った。

裁判の中で、被告人質問と情状証人への証人尋問の場面があったが、終始裁判長が質問していた。

全体的に糾問的であり、情状証人へは、きちんと監督できるのかなどと質問しており、まさに、日本で、検察官がするような質問を裁判長が質問しており、国が違えども、聞く内容は同じなのだった。

ベトナムでは、一件記録が裁判官の手元に行くため、基本的に証拠能力が問題にならない。

しかし、裁判官は、記録に記載してあることをそのまま鵜呑みにするわけではなく、法廷で、被害者の証人尋問をしたり、被告人質問をして、一件記録の供述調書と同じ内容かどうかを確認し、事実認定をしているとのことであった。

また、起訴後に、裁判官が、無罪の心証を持ったり、有罪認定をするのは証拠が足りていないと感じた場合には、基本的に、いったん事件を検察院に差し戻すとのことであった。

これを受けて検察官は、補充捜査を行い、十分な証拠が得られれば裁判所に再び事件を送って裁判が再開され、補充捜査を行っても結果として十分な証拠が得られなかった場合などには、検察官において、事件を裁判所に戻さずに、そのまま捜査を打ち切ってしまうとのことであった。

バクニン省人民裁判所を訪問した際、私は、無罪率が知りたくて、ベトナムの裁判官に、有罪判決と無罪判決の割合を尋ねたところ、「無罪判決は1件もない。」との回答があり、一瞬かなり戸惑ったが、随行してくださった長期専門家の補充質問などから、無罪となりそうな場合は、裁判をいったん打ち切って、事件を検察院に戻すから無罪判決がないという説明をいただき、法制度というのは、国によってここまで大きく異なるのだと感じた。

違いといえば、ベトナムの刑法も日本とはずいぶん違うものであった。

ベトナム刑法で特徴的だと思ったのは、傷害罪について、「傷害率 11 パーセント以上 30 パーセント以下、31 パーセント以上 60 パーセント以下」などと傷害結果に応じて、刑の軽重が定められているということである。

刑法を全部読み込んでも、パーセントに関する記載がなかったが、ベトナムの裁判官の話によると、下位の法規に定められており、傷害率は、ベトナム戦争で負傷した兵士に対する給付金等を定める際に用いられていて、ベトナム市民の間に通用しているものであり、これが刑法にも用いられたということであった。

法律というのは、各国の歴史を背景として、成立していくものだと感じさせられた。

おそらく日本の法律も、他国から見ればかなり特徴的な部分があり、歴史的影響を受けている部分もあるのだろうと思った。

5 ベトナムの法整備支援

研修前の時点で、法整備支援についての私のイメージは、法律がまだ十分に整備されていない国において、その国の法律家と共に法律を作り上げていくというようものであった。

外れてはいなかったが、実際には、イメージしていたものよりももっと大変なものであった。

例えば、ベトナムでは、民事訴訟に検察官が関与でき（現在、ベトナムでは、一番での関与率 80 パーセントを目指しているとのことであった。）、当事者が判決に納得していても検察官が控訴できるようになっており、また、判決が確定した後も、監督審という日本で言えば再審のようなことを何度でも行うことができる仕組みになっていた。

民事法については、日本が法整備支援しており、その過程において、民事訴訟は当事者間の紛争であ

り検察官が関与するものではないことや、取引の安全の見地から監督審を繰り返すことができる制度は望ましくないということを提言しても、ベトナム政府の考え方で、検察官の関与や監督審制度が盛り込まれているということであった。

なお、ベトナム政府の考え方は、刑事訴訟と同じように、裁判官が違法な手続きを踏まないように検察官がチェックする必要があるとあって、民訴訟に検察官が関与させ、確定判決後であったとしても、その後真相が明らかになったときには裁判をやり直すのが正義に適うので、監督審制度があるというものであった。

法整備支援の担当者は、このように考え方が違う中で、法体系の一貫性も保ちつつ、ベトナムの考え方を尊重して、法整備の支援をしなければならず、本当に大変な仕事をしているのだと思った。

なお、法整備支援は、日本だけでなく、他の先進国もしているが、ベトナム側の日本の法整備支援の評判はとてもよいものであった。

ベトナムの法律関係者の話では、外国の法整備支援は、担当者が短期間で一気に法律を起草して、十分な説明もないままベトナム側に押しつけるような格好になってしまうものがあり、その後のケアもなく、ベトナム側において法律を理解できない事態に陥ってしまうことがある一方、日本の法整備支援は、長期間にわたるもので、法律制定後も十分なケアがあり、しかも、日本の考え方を押しつけるのではなく、ベトナムの考えを十分に尊重した上で、法整備支援をしてくれているので、ほんとうに助かっているということであった。

法律というものは、国の根幹だと思う。

その根幹を作る作業に日本が貢献でき、しかも、ベトナム側も喜んでくれているというのは、率直にすばらしいことだと思った。

なお、法整備支援をする側の各国（ドナー国）間の調整も大変であるとのことであった。

まず、一つの法律を作る際には、一つの国から支援を受けるところ、関連法律なのに支援をする国が違うという事態が生じているとのことであった。

そこで、関連法律間で齟齬が生じるといけないので、ドナー国間で協議をする必要が生じてくるが、そもそもドナー国間の法体系やものの考え方が違うため（言語も違う）、なかなか協議がまとまらないとのことであった。

ものの考え方の違いというのは、例えば、我が国は、関連法律間に整合性が保たれていなければならないと厳格に考えるのに対し、齟齬がある部分は判例で調整すればよいと考えるドナー国もあり、整合性を求めること自体についても、ドナー国間で温度に差があるとのことであった。

ドナー国間で協議がまとまらずに、齟齬する法律がいくつも成立してしまう事態となって、一番困るのはベトナムであり、支援しているのか、秩序を乱しているのか分からなくなってしまうことから、同協議はとても重要であるが、これがうまくまとまらないというのであるから、我が国の法整備支援の担当者の苦労もひとしおだと思った。

6 さいごに

ベトナムでは、各カウンターパート等を訪問させていただいたが、どこを訪問しても、笑顔で歓迎され、質問には快くお答えいただくことができ、とても内容の濃い研修を送ることができた。

ベトナム側が歓迎してくれるのは、ベトナムに派遣されている西岡さんたちやそれを支える国際協力部のみなさんが、長年にわたり、ベトナムの法律関係者との人間関係を築き、信頼を獲得してきた成果にほかならず、頭が下がる思いでいっぱいであった。

私は、これまで外国は旅行くらいでしか行ったことがなく、外国の法制度等に触れるのは初めてであり、本当によい経験ができたし、法律家としての視野を広げることができた（この研修は、検察の理念

9「法律的な知識、技能の習得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。」に適うものである。。

今回の研修では、ベトナムの長期専門家である西岡さんを始め、同じく長期専門家である多々良さん、木本さん、短期専門家の辻さんたちに本当にお世話になったし、また、私たちを引率していただいた国際協力部の松本教官と菅原さんにも、多くの気苦労をおかけしたことと思う。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

国際協力人材育成研修を終えて

静岡地方検察庁浜松支部 検事 奥野 博

第1 はじめに

このたび、平成24年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。この研修に参加させていただいて、外国における法整備支援の一端を自分の目で見ることができたのみならず、法整備支援に携わっておられる方々の責任の重さ、これを果たそうとする意気込みや情熱といったものを肌で感じることができたように思います。

教官からは、最近、外国での法整備支援に関心を寄せている人が多く、これに携わりたいと志望する者も増えているとうかがいました。それなのに、私は、恥ずかしながら、この研修に参加するまで、東南アジアで法整備支援が行われていることくらい知識はあったのですが、具体的にどのようなことが行われているのか、詳しいことはほとんど知りませんでした。このように、ほとんど無知の状態今回この研修に参加させていただいたおかげで、より印象的な研修を過ごすことができたように思います。約11年間日本の、ごく一部の法律しか扱ってこなかった私にとっては、他国の法律や司法制度に触れ、その支援活動について学ぶことがとても新鮮で、法整備支援に対する興味や関心が日ごとに増していった2週間でした。

これから、私がこの研修を通じて感じたことを述べたいと思います。なお、文中には、専ら私の理解不足のため、不正確な記載があるかもしれません。御容赦ください。

第2 国内研修について

1 研修のはじまり

研修初日の移動日が明けた後の2日間、大阪中之島合同庁舎にある法務総合研修所国際協力部において、教官から、主にカンボジア、ベトナム、ラオス

といった東南アジアの発展途上国を対象とした法整備支援の概況、これまでの経緯、今後の課題等について御教示いただきました。同じ東南アジアの国々といえども、国の成り立ち、歴史、民族、国民性、国家体制等は様々なわけですから、法整備支援についても、その国の実情を踏まえた上で、その国に応じたやり方で行う必要があります。ところが、支援する国（ドナー）の中には、その国の実情を十分踏まえることなく、既にある他の法令との整合性についてきちんと検討することもなく、一方的に法律を起草して支援を終えてしまうところもあるようです。たしかに、法整備支援と言っても、無限にできるものではなく、限られた予算の中で行わざるを得ないのが現状です。しかも、財政難に喘ぐ中で、税金を投入している以上、これに見合う成果を求める国民の声もあるのではないかと思います。とすると、目に見える成果を追い求める余り、性急な法整備支援を強いる風潮があっても不自然ではないように思います。しかし、日本の法整備支援は、このように相手国に法律を押しつけるようなやり方ではなく、その国の主体性や自主性を尊重しながら、その国の人々と時間をかけて対話や議論を交わし、その国の実情やニーズに見合った法律の起草支援を行っているとのことでした。そのうえ、起草支援だけにとどまらず、その法律が適切に運用されるような制度整備を行ったり、その国の人々が、将来他国の力を借りずに、自分たちの力だけで法令を整備し、運用していけるような人材を育成したりすることも目的としているとのことでした。日本の支援が真に相手国の利益になり、ひいては日本の利益にもつながること、法整備支援を通じ、相手国と日本とが互いに利益を享受するためには、法整備支援が単に自己満足に終わってしまっただけでは意味がなく、起草した法律が適切に運用され、その国に受け入れられ、社会に浸透しなければなりません。その意味で、日本が行っている息の長い支援は、華やかさはなく、成果

が見えにくい側面はあるものの、現実に即した法律を作れるという点で相手国の利益になるとともに、相手国の人々と膝を突き合わせて対話や議論を交わす中で、日本の制度のみならず、勤勉で誠実な日本人の良さを伝えることができ、日本という国や日本人に対する敬意、信頼感等も醸成することができるだろうと感じました。

2 法整備支援に必要とされるもの

講義を受けていて、日本のような長期的な支援を行うには、法律の知識さえあればよいといったものではなく、それ以外の様々な能力も要求され、労力と根気が必要とされることが分かりました。「相手国の実情を踏まえる」といっても、口で言うほど容易いものではなく、その国の正確な情報を収集し、問題点を的確に分析し、既にその国にある法令を理解した上で解決策を提案し、相手国の人々と対話や議論を交わし、法律を起草する必要があるからです。そのためには、何より相手国の人々と良好な人間関係を築き、信頼関係を醸成して、本音で意志疎通できる力が必要不可欠ですし、対等に議論を交わすには、相手国の法令や司法制度はもちろん、その国の歴史、国情、国民性等についても理解しておく必要があります。異なる文化の人々と納得がいくまで議論を交わすには根気も必要でしょう。講義の中で、教官が、法整備支援には、知力・体力・精神力が必要であるとおっしゃっていましたが、もっともなことだと思います。

そのほか、教官からは、法整備支援の現場においては、ドナー間での協調も重要であるとうかがいました。つまり、支援を行っている各国が協調することなく、バラバラに法令を作ってしまうと、法令間で不整合が生じてしまうおそれがあることから、これを防ぐため、ドナー間で協調を図ろうというものです。日本の感覚からすると、なぜこのようなことが起こってしまうのだろうかと思惑に感じています。法整備の途上にある国としては、まだ自

力で法令間の調整まで行う力がないことから、やむを得ないことなのかもしれません。これまで想像したこともなかったのですが、支援を行うには、支援を受ける国のことだけではなく、他の支援国の動向にも気を配る必要があることを、初めて学びました。

翻って、相手国が、数あるドナーの中で、どうして日本を選んだのかを考えてみたとき、日本が信頼でき、頼れる国だからなのだろうと感じました。しかし、したたかに何らかの思惑を抱いているのかもしれない。このこと考えると、支援一辺倒ではなく、相手国の都合のいいように利用されないように自制することも必要なのかもしれません。

第3 国外研修について

1 ベトナムに到着して

研修4日目に、現地ベトナムに渡航しました。私は、ベトナムを含め東南アジアの国に行くのは今回が初めてでしたので、どのような所なのか全くと言っていいほど知りませんでした。一見すると、まだまだインフラ整備が行き届いておらず、思い描いていたとおりの「発展途上国」であるように思えたのですが、街中を見ていると、若者が多く、とても活気にあふれており、国を発展させていこうとする活気に満ちあふれているように感じられました。

2 ベトナムでの研修のはじまり

ハノイに着いた初日と2日目には、現地の活動拠点である法・司法制度改革支援プロジェクト事務所にかがいで、ベトナムにおける裁判制度の仕組み、法整備支援の現状等について御教示いただきました。講義をしてくださった西岡チーフアドバイザーや多々良専門家は、既に数年間ベトナムに滞在し、現地の第一線で活躍されておられたこともあって、とてもいきいきとされていて、その発言や態度に自信がみなぎっている様子であったことが印象に残っています。

ベトナムにおける法整備支援は、1994年から始ま

っており、他国での支援と比べて発展・深化していて、アドバンスド・アクティビティ・エリア (AAA) も設けられ、これが省級からその下部の県級に裾野を広げようとしているだけでなく、様々な機関を取り込み、縦横に拡大しつつあるようです。また、ベトナムで起草支援の対象となっている法令は、民法、民事訴訟法、民事裁判執行法、不動産登記法等の民事関係法令のみならず、行政事件訴訟法、刑事訴訟法、国家賠償法、検察院組織法等極めて多岐にわたっているとのことでした。しかも、これだけにとどまらず、中央と地方とで法律の適用に統一性が保たれるようにするための司法制度整備、そして、法適用の担い手である法曹の育成にも力が注がれていました。中央と地方とで法適用に格差が生じているという事態はなかなか想像できるものではありませんでしたが、現実には生じている看過できない問題のようです。中央で行った指導が地方にまで行き届きにくいのは、ベトナムが50を超える民族で構成されていることと無関係ではないのかもしれませんが。地域によって法適用に差異が生じるのは放置しておいてよいものではありませんので、日本の法整備支援の一環として、マニュアルが作成されたり、能力向上を図るための様々なトレーニングコースが設けられたりし、定期的にセミナーも開かれているようです。いくら法律や司法制度が整備、拡充されたところで、法律を運用する人材が十分に確保されていなければ意味がなく、法の支配の実現など不可能です。先に述べたように、日本の法整備支援の柱の一つとして、人材の育成が掲げられています。ベトナムではまさにこれが実践されているわけです。

もっとも、ベトナムで、このような支援を継続していきけるだけの十分な体制が整っているのかという点、残念ながら、私の目からはそのようには見えませんでした。私たちがベトナムを訪問する直前に、3人目の長期派遣専門家である木本専門家が着任されたようでしたが、それでも長期派遣専門家の仕事

ぶりをうかがっていると、まだまだ人手が足りていないように感じられました。専門家は、現地で様々な人々と接して信頼関係を醸成し、対話や議論を交わし、一定の成果を上げようと日々努力されておられます。しかも、ベトナム人から見れば、現地にいる専門家は、日本の顔でもあるわけですから、日本への信頼を保持するには、間違っただけやいい加減なことを伝えるわけにもいかないでしょう。ですから、その分、専門家には相当な重圧がのしかかっているのではないかと思われました。にもかかわらず、どの専門家も、決して弱音を吐かず、ベトナム、そして日本のために、実直かつ献身的に活動されておられました。その姿勢には感服するほかなく、私も見習わなければなりません。

3 カウンターパートへの訪問

ベトナムにおける研修3日目から、カウンターパートへの訪問が始まりました。ハノイ市内にある司法省、最高人民裁判院、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会、アドバンスド・アクティビティ・エリアであるハイフォン市人民検察院及びバクニン省人民裁判所のいずれの機関の方々も、貴重な時間を割いて、研修員にすぎない私たちを歓待してくださいました。私たちの拙い質問にも親切、丁寧に答えくださいました。どの機関の方々の言葉からも、日本に対する感謝の言葉が述べられ、日本に対する信頼や敬意を感じ取ることができました。これもひとえに、ベトナムに派遣された専門家が、幾年にもわたって築き上げてこられた成果の現れだと思えます。驚いたことに、私たちの応対をしてくださった幹部職員の大半が女性だったのですが、これらの職場は、女性にとって働きやすい環境が整っているようでした。この点は、日本にとっても参考になるところではないかと思えます。

様々な機関でうかがったお話の中で、私の興味を惹きつけたのは、私も携わっている刑事手続の仕組み、検察官の役割でした。ベトナムでは職権主義が

採用されており、当事者主義が採用されている日本の刑事訴訟手続とは根本的に異なっています。ベトナムの刑事訴訟手続にある、事件の立件と被疑者の立件、起訴法定主義、起訴後の裁判官による記録の返還等のほか、検察官が民事裁判にも立ち会うこと、確定判決を是正できる監督審制度が存在すること、裁判院に法解釈権が与えられていないことなど、日本の刑事手続しか知らなかった私にとっては、とても新鮮で、目新しいものばかりでした。とりわけ、同業である検察官の役割については、とても深く印象に残っています。捜査権限が極めて限定されている上、訴訟の当事者というわけでもなく、訴訟手続が適法に履践されているかなどを監督する役割を与えられていました。実際に、バクニン省人民裁判所で刑事裁判を傍聴した際、一番しゃべっていたのは裁判長であり、検察官は、合議体を組んでいる裁判官と同じ壇上にある席に着いて、被告人を見下ろしていました。そもそも、ベトナムでは、日本のような三権分立という考えが採用されておらず、検察院が、国会の下にある政府や裁判院と同格の組織として位置付けられています。この考えに立つのであれば、検察官が、裁判官の隣に着席しているのもうなずけます。

近時、ベトナムでは、検察官が積極的に民事裁判にも立会する動きがあるようです。最高人民検察院の検察官から、このように刑事、民事のいずれの裁判手続においても検察官の立会いが必要な理由について、裁判官が訴訟手続を履践していないケースが多いからだろうかがありました。日本では考えにくいことでしたので、非常に驚かされるとともに、ベトナムにおける法整備支援、とりわけ、先に述べたような法曹の養成の必要性を改めて実感した次第です。

現地地いろいろなお話をうかがっているうち、日本にはない制度であっても、ベトナムでは当たり前なものとして受け入れられていて、ベトナムの国家

体制の下では、それなりにうまく機能しており、必ずしも日本の制度が優れているわけではないのだと感じました。バクニン省の裁判官は、「ベトナムの法律は、日本より100年遅れている」などとおっしゃっていましたが、それは単なる謙遜であり、むしろベトナムの法律や司法制度をよりよいものにしてみせるとの意気込みではないかと感じています。西岡チーフアドバイザーは、「支援ではなく、協力」とおっしゃっていましたが、まさに日本人とベトナム人が対等の立場で議論を交わし、よりよい制度を作り上げることは、まさに共同作業なのだ実感しました。

第4 おわりに

この研修に参加させていただいて、世界には思いも寄らない法律や法制度があることを知り、日本の法律など極東にある小さな1つの島国の中だけで成り立っているにすぎないという、ごく当然のことを再認識させられました。しかし、このような小さな島国であっても、発展途上国から見れば、みんなが憧れる立派な大国でした。支援を求めたいと思うような頼れる国でした。長期派遣専門家の方々は、このような我が国の顔として活躍されています。ハノイにあるJICA事務所において、「法整備支援は、顔の見える支援」だろうかいましたが、ベトナムで会った方々と話していると、まさにその通りだと実感しました。先にも述べたとおり、長期派遣専門家にとって、職責を果たすことの重圧は計り知れないものがあるでしょう。しかし、その分、やりがい、目的を遂げたときの達成感や充実感、このような職責を果たせることへの自負等もひとしおのものがあるのではないかと思います。

この研修では、何物にも代え難い経験をすることができました。それだけでなく、法整備支援について一端をうかがったにすぎないのですが、この分野への興味が芽生えてきて、これまでなぜ関心を持た

なかったのだろうかと疑問にも感じています。そういったことも踏まえ、この研修に参加させていただいたことを幸運に感じています。

この研修で私たち研修員を引率してくださった法務総合研究所国際協力部の松本教官、辻教官、菅原専門官には深く感謝いたします。とりわけ、法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の、西岡チーフアドバイザー、多々良専門家、木本専門家、寺本業務調整員及びその他スタッフの皆様には、先に述べたとおり、御多忙中にもかかわらず、貴重な時間を割いて私たち研修員をもてなしてくださった上、ベトナムでの研修や滞在をととても充実したものにしてくださいましたことに、心底から感謝の意を表したいと思います。また、この研修に送り出していただいた原庁の皆さん、貴重な経験をさせていただいて、どうもありがとうございました。

国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁検事 塚部 貴子

第1 はじめに

私は、平成24年11月5日から同月16日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）及びベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）で実施された国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

この研修は、法務省が開発途上国に対する法制度整備支援活動に携わる人材、特に支援受入国に派遣されて長期専門家としての業務に従事する人材を育成する必要から、法務・検察職員で法制度整備支援に関心を持つ者を対象として、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施しているものである。

かねてより長期専門家の業務に従事することを希望していた私にとって、法制度整備支援活動の現場実務を直接見聞することができた本研修は、大変貴重で有意義な経験となり、希望が一層強いものとなった。

第2 研修の概要

1 国内研修

国外研修に先立って、大阪にある国際協力部において、野口部長から豊かな国際経験に基づく講話、各教官から法制度整備支援の概要等に関する講義、専門官からその業務内容等に関する講義を受けた。これらの講話、講義を通じ、国際協力部における業務内容、法制度整備支援の歴史や実情等に関する基本的な知識を得ることができた。

2 国外研修

(1) 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所における講義

日本政府 ODA の法制度整備支援は、1996 年にベトナムで開始されたのが最初であり、ベトナム

におけるプロジェクトは各段階を経て 2011 年 4 月から法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）が実施されている。このプロジェクトを実施するための事務所は、ハノイ市内にあり、検察官、裁判官、弁護士、業務調整専門家各 1 名の合計 4 名の長期専門家が常駐して業務にあたっている。

このプロジェクト事務所において、現在長期専門家として活動されている西岡氏（検察官）及び多々良氏（裁判官）から現在実施されているプロジェクトの概要、ベトナムにおける裁判手続の流れ、裁判所組織改編の動き等に関する講義を受けた。国内研修で基本的な知識は得ていたが、実際に活動されている長期専門家による具体的な話を聞き、さまざまな質問に答えていただくことにより、これから各関係機関の訪問をするにあたって、より理解を深めることができた。

さらに、ベトナム生活が長い寺本氏（業務調整専門家）から、ベトナム社会の現状、生活を送る上での注意点等について説明していただいた。

(2) JICA ベトナム事務所訪問

JICA ベトナム事務所訪問では、ベトナムにおける日本の ODA の現状と展望について説明を受けた。

ベトナムでは、2011 年から新たな社会経済開発計画が開始されており、その中で法・司法制度改革を中心とするガバナンス強化がこれまで以上に重視され、取り組まれることになっているとのことであった。

(3) カウンターパート訪問

ODA 受入国のプロジェクト担当機関は「カウンターパート」と呼ばれ、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの現在のカウンターパートは、司法省（MOJ）、ベトナム最高人民裁判所（SPC）、ベトナム最高人民検察院（SPP）、ベトナム弁護士連合会（VBF）の 4 機関である。

私たちは、ハノイ市にあるこれらのカウンターパート4機関を訪問し、質問に答えていただきながら、ベトナムにおける法曹養成制度、各機関の組織体制、職務内容、抱える問題点等について説明を受けた。

(4) バクニン省人民裁判所及びハイフォン市人民検察院訪問

現在実施されているプロジェクトでは、裁判実務及び法執行実務の改善を図ることを目的とし、バクニン省及びハイフォン市をアドバンスドアクティビティエリアに指定し、バクニン省人民裁判所及びハイフォン市人民検察院において、重点的に法曹実務家の人材育成等が行われている。

私たちは、両機関を訪問し、バクニン省人民裁判所では、刑事事件の控訴審裁判を傍聴するとともに、両機関において、質問に答えていただきながら、日本とは異なる法制度等についての説明を受けた。

第3 所感

1 歓待

今回の研修において、最も印象深かったのは、ベトナム現地で訪問したカウンターパートの全ての方々が、研修員に過ぎない私たちをとっても暖かく歓待してくださったことだ。

皆さんからは、これまでの日本の協力に対する深い感謝の言葉をいただいた。

また、訪問先の皆さんは、長期専門家として活動されている西岡氏や多々良氏のことを、家族のような存在だと話され、その活動に対する高い評価だけでなく人柄に対しても深い敬意と親しみを抱かれている様子であった。

これらは、長期専門家の方々のこれまでの努力とご苦勞の賜物であり、ベトナムにおける法制度整備支援が確実に大きな成果を上げていることの表れであることは間違いない。私は、同じ日本人としてと

ても誇らしい気持ちを味わわせていただいた。

2 歴史、文化の違い

日本とベトナムの法・司法制度には様々な違いがあり、訪問先における私たち研修員の質問のほとんどは、これらの違いに関するものであった。私の理解不足や時間的な制約があったことから、疑問が全て解消されるまでには至らなかったが、質問をする中で、歴史や文化などの背景事情の違いを考慮することなく、自国の制度が絶対的なものであるかのような押しつけをしてはいけないということに改めて気付かされた。

例えば、バクニン省人民裁判所で裁判手続についての説明を受けた時のことであるが、その説明では、ベトナムでは、殺人の犯行現場など裁判所外の公共の場で公開裁判を行うことがあるとのことであった。私は、日本では到底あり得ないことなので、一瞬聞き間違いか通訳間違いなのではないかと思ったが、こちらの確認に対する答えは、実際に実施しているとのことであり、逆に日本ではやっていないかと聞き返されてしまった。そして、是非日本でも取り入れたらどうかと提案を受けた。

また、最高人民検察院及びハイフォン市人民検察院を訪問した際の質疑応答に以下のようなやりとりがあった。

ベトナムでは、検察官が民事訴訟手続に関与する権限が認められているなど、検察官の権限が日本のそれとは大きく異なっている。これは、検察官の役割として、裁判所や当事者が手続に違反していないか審判を監督し、裁判の品質を上げる効果が期待されていることによるものだと説明であった。この点、日本では、そもそも他の機関からの監督が必要なほど裁判所が手続違反を行うとの発想自体がないことから、なぜベトナムにおいて検察官にこのような役割が任されているのか疑問が生じるところである。これに対する答えは、法曹実務家の能力に問題があるからだというのが回答であった。

この点、ベトナムにおける法曹養成は、それぞれ独立しており、一元化している日本とは異なっている。私は、法曹実務家の能力改善のためには、法曹としての基礎知識を幅広く効率的に学ばせる日本の法曹養成制度は理にかなっていると思ったことから、今後法曹養成制度を変えるような動きはあるのかという趣旨の質問を試みた。すると、その答えは、それぞれ職務内容が異なることから一元化は難しいというものであった。時間的な制約もあり、それ以上の質問はできなかったが、異なる職務内容の最たるものは、恐らく検察官が審判を監督するという特殊な権限を有していることだと思われる。

そうすると、ではなぜ検察官にそのような役割を任せる必要があるのかという先ほどの疑問に逆行りである。

しかし、私は、これらのやり取りの中で、質問に答えてくださったベトナムの方々も、私たちの質問に対し、なぜそんなことに疑問を持つのだろうと少なからず思われているに違いないと感じた。ベトナムと日本では、歴史や文化など背景事情に違いがあるのだから、表面に表れた一つの制度だけ切り取ってみてなぜ違うのかと答えを求めても互いに容易に納得できないのは当然である。

さらに、私は、逆に日本の制度について質問された場合、その根拠も含め、きちんとした説明ができるだけの答えを持ち合わせていないことに気付かされた。どこかで自国の制度を絶対的で間違いないものだと思い込み、その歴史や根拠等について深く掘り下げて考えたことはなかったのである。

国内研修での講義及びプロジェクト事務所における長期専門家による講義において、受入国の自主性、歴史、文化を尊重し、日本の法制度を押しつせず、比較法的観点から助言、相互対話を重視すること、「支援」ではなく「協力」という意識で活動することの重要性等について、複数の方から話をうかがっていた。

現地でのやり取りで、これらの言葉の意味を改めて実感し、押しつけではなく、適切な助言をするためには、受入国の歴史や文化などの背景事情を知るとともに、自国の法制度についても深く理解することが必要であると気付かされた。

3 言葉の壁

今回の研修では、ベトナム語の通訳人を介してのやり取りがほとんどであったが、専門用語なども多数含まれ、質問と答えがかみ合っていない場面も多々あったことなどから、異なる言語間で相互理解を深めることの難しさを痛感した。

そのような中で、西岡氏は、英語だけでなくベトナム語も駆使して対話されていた。西岡氏は、プロジェクト事務所のチーフアドバイザーとして長期専門家としての業務だけでなく事務所運営まで任されている立場にあり、ほとんど土日も休みなく業務を行われているとうかがったが、そのような激務の中で、ベトナム語を習得し、ベトナム語の用語集の作成なども行われていたのには、尊敬の念を抱いた。

私は、語学が苦手で、そもそも英語すらろくに話すことができない。しかし、今回の研修で、理解を深め合うために語学の習得が必要なことを身をもって体験したことで、今後語学学習を行う強い動機付けができた。

第4 おわりに

国外研修の初日、空港からハノイ中心地に向かう車内から大きな河にそびえ立つ数本の巨大な鉄塔のような物を目にした。それは余りにも巨大で、私は、一体何なのだろうと好奇心にかられカメラのシャッターを押した。

その正体は、翌日のベトナム JICA 事務所訪問で判明したのだが、何とそれは日本の円借款による交通インフラ整備の一環として建設されている橋梁の一部であった。JICA 事務所でもいただいた資料によると、この橋は、ニャッタン橋（日越友好橋）と名付

けられ、その建設には、日本が開発した特殊な工法をベトナムで初めて本格的に採用し、来年2013年に完成予定だということであった。

あの大きな河に巨大な橋ができれば、ハノイ市民の日々の生活はさぞかし便利になるに違いない。このようにインフラ整備は、国民の日々の生活の向上に直接的に影響を与え、目に見える成果を残すことができる。

それに対し、法制度整備支援は、具体的な成果が見えにくく、法曹関係者以外の一般の国民の多くは、恐らくその存在すら知らないだろう。

私は、車窓から見た巨大な鉄塔から想像できる完成後の雄大なニャットン橋を思い浮かべ、一瞬「設計士か建築家になれば良かったな。」と思ったが、法・司法制度整備は、その国の根幹をなすものであり、長い目でみれば、国民の生活に、橋よりも大きな影響を及ぼすものであるはずだ。

交通渋滞の解消という願いがあることや橋があれば生活が便利になるという成果が上がることは分かりやすいが、その国にとって、どのような法・司法制度が必要なのか、どのような協力が必要なのかは容易に答えがみつかるものではない。その国の歴史や文化などの背景事情への理解、関係者との相互対話を通じ、それらを探求しながら活動する必要があるという意味でも、法制度整備支援活動は困難を伴い、それ故にやりがいもあるものだと思われる。

ベトナムは、人口の6割強が30歳未満の国であり、研修中滞在したハノイの街中も若者であふれかえっていた。街中は、おびただしい数のバイクが行き交い、車のクラクションが鳴り響いていたし、道のあちこちに並ぶ露天の飲食店には、朝から夜遅くまで沢山の人が集まっていた。今まさに劇的に発展、成長を遂げている国独特のものと思われる活気に満ちあふれており、私は、この国がすぐに大好きになった。開発途上国における長期専門家の業務は、その国が最も活気に満ちあふれる時期に、それを体感

し、劇的な発展、成長を目撃できるという意味でも、私には、とても魅力的なものである。

現在長期専門家を希望する者が増えており、なかなか希望はかなわないようであるが、それを抜きにしてもベトナムは今後も訪れたい国の一つとなった。完成後のニャットン橋を是非とも渡ってみたい。

本研修では、国際協力部の教官及び専門官、ハノイのプロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆さまには、大変お世話になった。皆さまには、本来業務で多忙の中、私たちの研修がより有意義になるよう細部まで配慮していただいたおかげで、特に現地での一週間は、一生忘れられない思い出となった。

最後に、皆さまに深くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁 富澤 賢一

1 はじめに

私は、平成24年11月5日から同月16日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国で実施された国際協力人材育成研修に検察事務官として初めて参加させていただきました。

法務省が各国に検事を派遣して法整備支援をしていることは、今までの職務経験や法務省浦安総合センターの2階に掲示されていた法整備支援を紹介した大きなパネルを見るなどして知っていました。

しかし、私も含めて一般の検察事務官にとって、法整備支援のことはたまに研修誌の記事で目にするくらいで、国際協力部が本省のある東京ではなく大阪にあることを始めとして、実際の活動内容をほとんど知らないのが実態だと思います。

そうしたなかで、このような研修に参加させていただき、国際協力のあり方、法整備支援の沿革や成果、具体的な活動内容などについての理解を深めることができ、多くの大変有意義で貴重な体験をすることができました。

以下に研修の内容や感じたこと等について述べますが、理解不十分で不正確な点が多々あり、わかりにくい文章となっていることをご容赦願います。

2 大阪での国内研修について

国外研修の前に、大阪にある国際協力部において、野口部長の講話をはじめ、各教官に法務省による法整備支援の概要などについて講義していただきました。

国際協力のあり方やこれまで日本が行ってきた法整備支援の沿革や成果、日本の支援の特徴、各国の状況や法制度の概要などを知ることができ、ベトナムに行った際に現地での説明を理解する上で大いに

助かりました。

また、検察事務官出身の石原主任国際協力専門官から専門官の業務内容について興味深い話を聞くことができました。

教官は国際協力部に所属しているが、専門官は総務企画部国際協力事務部門という別の部署に所属していて、専門官の出身組織は法務局、検察庁、矯正であるといったマメ知識もさることながら、専門官の業務が非常にやりがいのあるものである一方で、業務が広範囲にわたるハードなもので、この仕事に向いていて好きな人でないと務まらない大変な業務なのだろうと思いました。

3 ベトナムでの国外研修について

空港からハノイ市内へは車で移動しました。

周囲にはのどかな田園風景が広がり、幹線道路をあの円錐形の笠をかぶって天秤を担いだおばちゃん歩いている一方で、その脇をバイクを運転しながらスマートフォンをいじりながらすり抜けていく人がいたりして、ちょっと不思議な光景が広がっていました。

紅河を越えて市街地に入ると、噂に聞いていたとおり、ベトナムの道路事情はなかなかのもので、自動車と多数のバイクが接触すれすれの間合いでクラクションを鳴らしながら走っており、その間隙を縫って歩行者が大通りを渡っていくという日本ではあり得ない状況でしたが、それはそれで非常に活気があって少しうらやましくも思えました。

『JICA ベトナム事務所』では、築野所長からベトナムにおける JICA の活動と法整備支援について大変わかりやすく説明していただきました。

法整備支援が「技術協力」の一環として1996年から長期間にわたって継続して行われており、インフラ系の道路や橋などの大型プロジェクトに目を奪われがちなかで、ベトナム側から非常に高い評価を受けているとのことでした。

『JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所』では、長期専門家として派遣されている西岡検事(チーフアドバイザー)、多々良裁判官からベトナムの統治機構や司法制度、カウンターパートや実際の法整備支援活動などについて、また、寺本業務調整員からベトナム社会の実情について、具体的な数字や事例、エピソードを交えて講義していただきました。

当たり前ですが、ベトナムの司法制度は日本とはかなり異なっていて、検察官が民事裁判にも出廷して手続や判決内容に法律違反があれば当事者でなくても検察院が控訴したり裁判のやり直しを求めたりできる制度があったり、第一審は裁判官1人に市民から任命された参審員2名が加わって合議体で審理されたり、裁判官や検察官の全国異動がないことなど、ベトナム社会の特徴も含めて色々と教えていただきました。

日本の司法制度はもとよりベトナムの司法制度を理解し、言葉の壁を越えて、さらにその背景にある文化的社会的歴史的背景も理解した上で法整備支援の活動を実際に行っていくことは非常に難しく困難なことだと知りました。

それにもかかわらず、ベトナムの信頼を得て法整備支援活動を長年継続していることは凄いことだと思います。

西岡チーフは多くを語りませんが、日本から遠く離れたベトナムで絶えない苦労や計り知れない努力をされて、カウンターパートから求められる支援のレベルが高まり業務量も拡大していくなかで、日の丸を背負って奮闘されているのかと思うと、うまく言葉に表せませんが、とても熱いものを感じ目頭が熱くなりました。

カウンターパートで最初に訪問した『司法省』では、対応していただいたオアイン国際協力局副局长の人柄によるところもありますが、非常に活気に溢れていて、多くの女性の方が活躍している印象を受

けました。

司法省の幹部の方々には日本との関係が深い方が多数おられて、それが今日の日越関係につながっていること、法律宣伝法に基づき専門の部署を設けて各機関と連携して市民に法律の内容を広報したり法教育を行っていること、少数民族への手厚い対応もしていることなど色々と教えていただきました。

『最高人民裁判所』は、建物の造りがどっしりとして落ち着いており、何を言われても納得させられてしまいそうな一種独特の雰囲気がありました。

対応していただいたゴ・クオン国際協力局長が歴代の長期専門家の名前を懐かしそうに挙げた後で、日本への唯一の注文として「長期専門家の任期は2年と聞いているが短い。もっと長い方がいい。」と真顔で話されていました。

ベトナムでは経済発展に伴って市民の権利意識が高まっており、貸金未払いなど民事訴訟が増加していることや裁判官の養成などについて教えていただきました。

『ベトナム弁護士連合会』は、2009年6月に国内の弁護士と弁護士会を統轄する組織として設立された新しい組織で、弁護士は訴訟系弁護士とコンサルタント系弁護士に分かれていて、法律上も区別されているとのことでした。

2020年にまでに弁護士を6000人から2万人へ増員することを目指していることや年2回無料弁護の義務があること、弁護士の都市部集中などの日本と似た問題を抱えていることなどを教えていただきました。

このベトナム弁護士連合会の事務所に向かう際に、タクシーの運転手が道を間違えたのは、市民には弁護士や弁護士会にまだ馴染みがないことの表れだったのかもしれませんが。

『最高人民検察院』の方たちからは自分たちが国家を支えているという使命感というか自負のようなものが伝わってきました。

ベトナムの検察官は襟に階級章の付いた制服を着ており、見た目も日本の検察官と異なりました。

ベトナムの検察が刑事訴訟だけでなく民事訴訟も含めた司法活動全般を監督している理由について、検察が伝統的に法の執行を監督してきたこと、監督を通じて様々な問題を発見して正してきたこと、現在も法律や制度が複雑で裁判も法律どおりに行われないことがあること、市民の法律に対する理解が十分でなく裁判でも法律にふさわしくない行動をとる場合があることなどを挙げて説明していただきました。

色々な方から話を伺っていくうちに、日本とは逆に裁判所を検察がチェックする理由がだんだんと実感として分かってきました。

同じ日にハノイ市内の各カウンターパートを訪問したことで、各訪問先での交流の時間が短くはなりましたが、むしろ、それぞれの違いというものがより際立って理解することができたと思います。

『ハイフォン市人民検察院（控訴審を担当）』へは1日がかりの訪問となりました。

ハイフォン市はベトナムで一番大きな港湾都市で、道路事情にもよると思いますがハノイから片道3時間くらいかかり、ホテルに戻ってくる頃にはお尻が少し痛くなりました。

ハイフォン市人民検察院では、長官みずから、私たちからの質問にも根拠条文等を挙げて詳しく答えていただきました。

ベトナムでも殺人事件では検察官が臨場し解剖に立ち会うなど、日本との共通点もあり、検察院の組織や人員配置から年間の担当件数や実務での問題点などの細かい点についても色々教えてもらうことができました。

身びいきではありませんが、やはり検察が一番しっかりしていると感じました。

『バクニン省人民裁判所（控訴審を担当）』では、最初に刑事裁判の一部分を傍聴させてもらいまし

た。

法廷内の様子は日本とは異なり、壇上に左から検察官、裁判官3人、書記官の順で各々机を並べて座っており、一段下がった検察官の前に弁護士、書記官の前に護送官が座り、真ん中に証言台、証言台の左後ろが証人席、右後ろが被告人席、それらの後ろが傍聴席となっていました。

西岡チーフからベトナム語のスペルは元々漢字に由来していることを教えていただいていたので、それぞれのネームプレートを見て「VIEN KIEM SAT→何とか検察」「CHU KY→書記」などと少し分かった気分になって、想像を巡らしていました。

裁判の進め方も裁判官による職権主義で行われ、一件記録を受け取った裁判官が自分自身で直接証拠調べを行うとは聞いていましたが、百聞は一見に如かずで、控訴審にもかかわらず冒頭から裁判長が自分自身で被告人にかなり厳しい口調で質問し続けていました。

同裁判所の副長官のお話では、殺人事件などの重大事件や市民に馴染みの少ない麻薬犯罪などは、市民への教育啓発のため、実際に事件の起こった地域に出張して裁判所以外の公民館などを利用して裁判を行うことがあるとのことで、お金をかけずに非常に大きな効果をあげているとのことでした。

また、ベトナムの刑事訴訟では、公判開始後も裁判官が証拠が不十分と判断した場合は、捜査機関に再捜査を行わせることができるとのことで、再捜査後に有罪となったり、捜査自体が中止になることもあるとのことで、判決で無罪が言い渡されることはほとんどないようでした。

4 生のベトナム

今回の研修では実際の生のベトナム社会に触れる機会を設けていただき、ベトナム社会に対する理解をより深めることができました。

相手が上手に避けてくれているだけなのでしょう

が、いつの間にか道路も渡れるようになり、ハノイ市の中心地に残るフランス植民地時代に建設されたホアロー収容所などを見学したりしました。

官庁街を抜けた先にあるホーチミン廟には多くの人々が参拝に訪れており、今日でもベトナムの人々に深く敬愛されていることが分かりました。

文廟（1070年に孔子を祀るために建設された廟）には多数の科挙の合格者の名前を刻んだ石碑が残されており、日本と同じく中国の影響をうかがい知ることができ、また、卒業シーズンということもあり、民族衣装のアオザイに身を包んだ晴れ着姿の女性が多く訪れており、少し離れてスーツ男子のグループが居るといふ青春真っ盛りの光景が広がっていました。

街を散策していると、若い人が多く活気に溢れており、OLから食堂や行商のおばちゃんまで、働いている女性が非常に多いのが印象的でした。

おなかの大きな働く妊婦さんもかなりの頻度で見かけ、毎年軽く100万人を超える人口増があることも実感として理解できました。

逆に男性は朝でも夜でも店先に座って話し込んでいる人が多く、商談と言えなくもないのですが、いったい何をしているのかは最後まで分かりませんでした。

5 おわりに

どの訪問先でも、一介の研修生の訪問であるにもかかわらず、要職や責任ある立場の方々に対応して下さい、いずれも日本の法整備支援を非常に高く評価しており、今後についても非常に期待している旨述べておられました。

行く先々で、これまで長年にわたり法整備支援に携わってこられた長期専門家をはじめとする方々の尋常ならざる努力の積み重ねによって強固な信頼関係が築き上げられていることを感じ取ることができました。

この研修を通じて、私は、非常に多くのことを学ぶことができ、また、本当に多くの大変有意義で貴重な体験をすることができました。

研修を主催していただいた国際協力部の皆様方、そして、危なっかしい私を国外研修に引率して下さいました松本教官と菅原国際協力専門官、そして、業務多忙の折、研修員を暖かく迎え入れ親切に面倒を見て下さった西岡チーフ、多々良裁判官、寺本業務調整員、短期専門家として滞在されていた辻検事、長期専門家として着任されたばかりの木本弁護士をはじめとするプロジェクト事務所の方々には深い感謝の気持ちでいっぱいです。

最後に、私を快く研修に送り出して下さった職場の皆様にも心より感謝いたします。

平成24年度国際協力人材育成研修日程表

[教官:松本教官 事務担当:菅原専門官]

月 日	9:30	12:00	13:00	18:00	備考
11 / 月 5	移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮				16:00 入寮 大阪
11 / 火 6	講義 「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官	国際協力部4階セミナー室	講義 「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官	同左	大阪
11 / 水 7	講話 国際協力部長	国際協力部4階セミナー室	講義 「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官	海外研修オリエンテーション 意見交換等準備 同左	大阪
11 / 木 8	関西空港発 ベトナム着 (KIX 10:30 - VN945 - 14:20 HAN)			オリエンテーション・意見発表 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ
11 / 金 9	表敬訪問(10:00~10:30) JICAベトナム事務所	講義 ベトナム法整備プロジェクト及びベトナム司法制度について 長期派遣専門家	法・司法制度改革支援プロジェクト事務所		ハノイ
11 / 土 10					ハノイ
11 / 日 11					ハノイ
11 / 月 12	訪問 司法省	訪問 最高人民裁判所	訪問 ベトナム弁護士連合会	訪問 最高人民検察院訪問	ハノイ
11 / 火 13	訪問・意見交換会 ハイフォン市人民検察院				ハノイ
11 / 水 14	訪問・裁判傍聴・意見交換会 バクニン省人民裁判所				ハノイ
11 / 木 15	関西空港着 (HAN 00:20 - VN330 - 06:40 KIX)				資料整理・レポート作成 大阪
11 / 金 16	(退寮) 国際協力部教官	レポート発表・総括質疑応答 国際協力部4階セミナー室	閉講式	帰庁	